

所得税の確定申告期限の延長について

(令和3年3月8日更新)

国税庁は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、所得税の申告・納付期限を令和3年4月15日(木)まで延長することと発表いたしました。

大垣税務署では、所得税の確定申告期限の延長に伴い、次のとおり申告相談を実施します。

大垣税務署による確定申告

会場	期間	時間
大垣市民会館 (大垣市新田町1-2)	3月30日(火)まで (土・日を除く)	9:00~ 17:00
大垣税務署 (大垣市丸の内2-30)	3月31日(水)~4月15日(木) (土・日を除く)	

※混雑緩和のため確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。

※入場整理券は各会場にて当日配布しますが、LINEアプリを使えば事前にオンラインで入手することができます。

※大垣税務署は駐車場の施設が限られていますので、公共交通機関をご利用ください。

※4月16日(金)以降は、電話による事前予約制により大垣税務署で申告相談を行います。

※問い合わせ先 大垣税務署 ☎78-4101

役場集会室での申告相談は、3月15日(月)まで

役場2階集会室で行っている申告相談は、特設会場のため3月15日(月)までとなります。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、3月15日までに提出できない場合は、税務課(☎27-0173)までお問い合わせください。